

従業員は勝つた全従業員の鐵の如き統制と秩序ある大衆的行動と緊密なる連絡と労働階級の自主的團結の威力は遂に刀を抜かずして驚異的な快勝を得た國務大臣が國政方針に關し従業員の反對に解答した記録は我國には只だ二つしかない、減俸案に絶對反対した鐵道現業員に當時の鐵相江木翼氏が應へたのと製鐵官民合同案に絶對反対した従業員に中島商相に應へたのと只だ前後二回の記録があるだけである。しかも製鐵官民合同絶對反対の具体的理由の中に詳記してあつた従業員の直接的生活問題を極めて重視して日本製鐵株式會社法中服務に關する件で従業員の解雇及解雇手當については主務大臣に於て命令監督すると規定させである。一營利會社法中にかくの如く従業員の生活を重視した條文の規定は前代未聞である。

更らにその後聞くところによると法案の議會通過後新會社の成立過程に伴つて製鐵所の幹部諸公が従業員の労働條件、福利施設に

關する勅令細則草案を作るのに政府關係の或種の困難反対の件ふ可きものにも、當時の全従業員の強烈なる反対運動が充分に浸潤徹底してゐるので従業員に有利な解決が極めて容易に進められつゝあるとのことである。

かくの如く強力に効果的に反映されてゐる労働階級の驚異的大勝となつた製鐵官民合同反対の全従業員の自主的團結の結果を各政黨が市會議員選舉戦を前にして從に中傷、誣侮の逆宣傳をして従業員自身の運動を輕蔑、侮辱し、従業員の眞剣なる犠牲と努力で獲得した運動の効果を怡も無價値に等しく抹殺して、労働階級の自主的大團結の威力に畏縮した支配階級のスパイに等しい全従業員の結束を擾亂する役割に貢々として狂奔してゐたのは何時になつらぬ浅まじき政黨者派の選舉對策の戰術政策に過ぎなかつたのである。